

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

また、同条第2項は、この請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。

本件請求において請求人は、平成17年頃に実施された道路用地購入に関して損害賠償などの必要な措置を求めており、当該行為のあった日から1年を経過した正当な理由として、財務会計上の行為が秘密裡に行われたと主張しています。

しかしながら、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」（昭和63年4月22日最高裁第二小法廷判決）とされています。

本件の道路用地購入は通常の手続きを経て行われたものであり、住民が相当の注意力をもって調査すれば、いつでもこれらの行為の存在を知ることができたこと、また、請求書の記述から、請求人は遅くとも平成20年頃の土地収用委員会の陳述において、土地取引が行われていたことを知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたことと解されることから、正当な理由があるとはいえません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。